

# 「補装具費支給制度・ 利用詳細ガイド」



令和 8 年 6 月  
仙台市障害者総合支援センター  
(ウェルポートせんだい)

〒981-3133

仙台市泉区泉中央 2-24-1

電話 022-771-6511

ファクス 022-371-7313



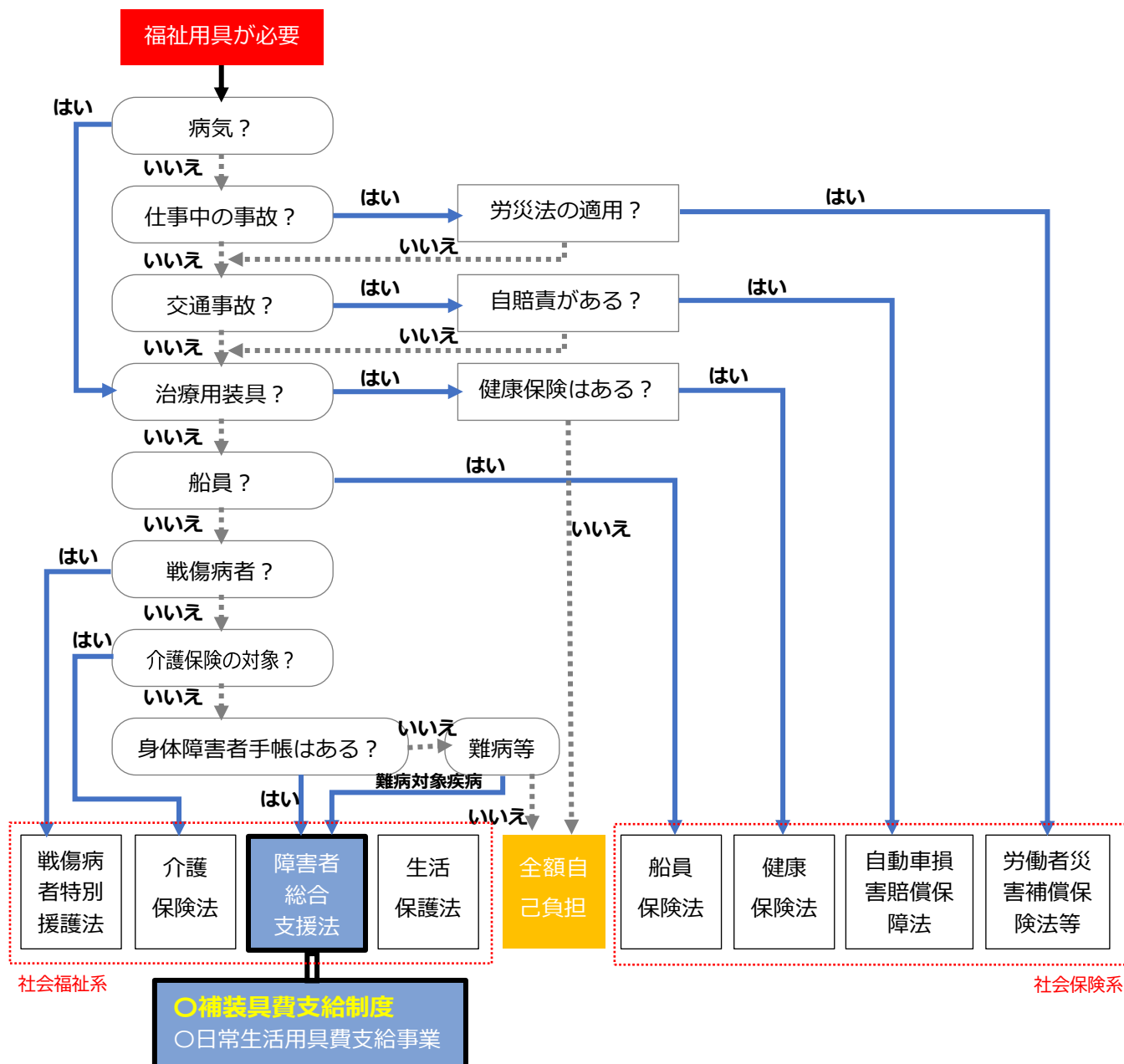
## 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 福祉用具が必要になったら ..... | 2  |
| 2. 補装具費支給制度について ..... | 6  |
| (1)補装具とは.....         | 5  |
| (2)補装具費支給制度とは .....   | 5  |
| ①対象となる方 .....         | 6  |
| ②補装具の種類.....          | 6  |
| ③購入基準価格.....          | 6  |
| ④差額自己負担 .....         | 7  |
| ⑤特例補装具 .....          | 8  |
| ⑥複数支給 .....           | 8  |
| ⑦費用の負担 .....          | 9  |
| ⑧申請から支給決定まで.....      | 9  |
| i 申請方法について .....      | 9  |
| ii 申請書類について .....     | 10 |
| iii 判定について .....      | 12 |
| iv 支給決定について .....     | 12 |
| ⑨適合判定・納品・請求について.....  | 13 |
| ⑩修理について .....         | 14 |
| ⑪再支給について .....        | 14 |
| ⑫借り受けについて .....       | 14 |
| (3)関連ホームページ.....      | 15 |

# 1.福祉用具が必要になったら

## ■福祉用具に関わる制度

福祉用具の利用には、介護保険制度や障害者総合支援法をはじめ、下図のチャートのように、様々な公的支援制度が存在します。



## 👉 制度の選び方には優先順位があります

制度を使って補装具を支給する際には、どの制度を優先するかという「制度間の優先順位」が定められています。

原則として、以下の順に制度の適用を検討します：

1. 労災保険等(仕事の原因の場合)
2. 健康保険等の社会保険制度
3. 障害者総合支援法などの社会福祉制度
4. 生活保護法による公的扶助制度

この優先順位に基づき、他の制度で対応が可能であれば、それが優先されます。たとえば、治療中であれば健康保険での治療用装具が優先され、介護が必要で要介護認定を受けている高齢者であれば介護保険制度の福祉用具貸与が優先されます。

### 👉 制度ごとの支給対象品目(種目)の違い

制度によって支給できる用具が異なるため、使える制度だけでなく、目的と支給対象品目の確認が重要です。

- 健康保険等の医療保険制度では、治療用の義肢や装具は対象ですが、車椅子や座位保持装置のような生活支援用具は対象外です。
- 障害者総合支援法では、障害固定後の生活支援を目的として、車椅子、補聴器、座位保持装置などの支給が可能です。
- 介護保険法では、車椅子、歩行器、歩行補助つえなどの用具は福祉用具貸与が基本となります。

## ■障害者総合支援法(補装具費支給制度)と他制度との適用関係

補装具は、障害のある方の生活や社会参加を支える重要な用具です。ここでは、補装具費支給制度の基本的な考え方と、医療・福祉・介護等の他制度との関係について整理します。

### 1. 医療と福祉における装具の違い

補装具と似た用語に「治療用装具(医療用装具)」があります。これらは目的が異なるため、制度の適用も変わってきます。

- 治療用装具は、病気やけがの治療を目的として医師が処方するもので、健康保険などの医療保険制度により支給されます。コルセットや訓練用仮義肢などが該当します。
- 補装具は、治療が終了し、障害が固定した後に日常生活や社会参加を支えるためのもので、障害者総合支援法、介護保険法などの福祉制度に基づいて支給されます。義肢、車椅子、補聴器などがこれにあたります。

ただし、治療用装具に該当するものでも、個別の事情や必要性に応じて補装具費支給制度が適用されることもあります。

## 2. 介護保険制度との関係

介護保険の認定を受けた高齢者については、原則として介護保険の福祉用具貸与が優先されます。ただし、以下のような場合には補装具費支給制度による対応が可能です：

- 身体状況に応じて市販の貸与用具では対応できず、オーダーメイド等が必要な場合
- 要介護状態にある生活保護受給者で、介護保険の利用ができない場合
- 65 歳以前から補装具費による支給を受けており、修理や再支給が必要な場合

## 3. 生活保護との関係

生活保護受給者は、原則として他制度の適用が困難な場合に対象となりますが、以下のような整理がされています。

- 治療用装具が必要な場合：医療扶助による支給
- 補装具が必要な場合：障害者総合支援法での支給が優先される
- 介護保険対象品目（車椅子等）でも、生活保護受給者が介護保険に加入していない場合は、補装具費での対応となります
- 65 歳以上になると介護保険料が生活保護から支払われ、介護保険制度の利用が可能になります

## 4. 難病患者への支援

政令で定められた難病等に該当する方については、身体障害者手帳を所持していなくても、一定の要件を満たすことで障害者総合支援法によるサービスが利用できます。補装具費支給もその一つです。

該当する疾病の一覧は、下記リンク先を参照してください。

<https://www.city.sendai.jp/servicekanri/kurashi/kenkotofukushi/shogai/shien/torikumi/nanbyou.html>



## 5. 他制度や自費購入品の更新・修理

過去に他の制度で支給された補装具や、自費で購入した補装具であっても、現在必要であり、他制度での対応が困難な場合には、障害者総合支援法による修理・再支給の対象となることがあります。

補装具に関する制度は多岐にわたり、対象者の状況や目的によって適用される制度が異なります。支給の可否を判断する際は、「誰に」「何の目的で」「どの制度で」を明確にし、必要に応じて医療機関を始めとする関係機関と連携しながら適切に制度を活用していくことが重要です。



## 2.補装具費支給制度について

『障害者総合支援法』では、自立支援給付のひとつとして、「障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの」として補装具費の支給を行っています。

### (1)「補装具」とは？

『障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具』とされています。

### (2)「補装具費支給制度」とは？

補装具の支給が利用者に必要と認められる場合に、補装具の購入、借受け、修理の費用を支給する制度です。

#### ① 対象となる方

下記の条件を満たす方が対象です。

- ✓ 仙台市に住民登録がある方。
- ✓ 身体障害者手帳をお持ちの方、または障害者総合支援法の対象難病の方。  
(対象難病については p.4 に参照データページを掲載)

次の場合は、**対象外**です。

- ✓ 利用者本人またはその配偶者の市民税所得割額が 46 万円以上である場合。
- ✓ 医療保険、介護保険、自動車保険、労災保険でその用具が給付または貸与可能である場合。
- ✓ 既にその製品を購入または修理している場合。
- ✓ 故意により紛失または破損した補装具の再購入または修理の場合。
- ✓ 居住地特例※に該当する場合。

※次のいずれかの場合、居住地特例に該当します。以前居住していた自治体が申請窓口です。

- ✓ 仙台市外から、市内の障害者支援施設、グループホーム、救護施設、療養介護の病院に直接入所・入院した場合。
- ✓ 令和 5 年 4 月 1 日以降に、仙台市外から、市内の有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に直接入所した場合。



※なお、補装具費支給制度の対象外の方であっても、障害者総合支援センターは、その方が適切な補装具を入手することができるよう、相談に応じます。

## ② 補装具の種類

補装具の種類と購入価格、耐用年数は下記のとおりです。(厚生労働省ホームページより抜粋)

### 補装具種目一覧（平成18年厚生労働省告示第528号）

(R8.04.01現在)

| 種目        |          | 名 称              | 購入<br>上限価格 | 耐用<br>年数     | 種目                                                                  | 名 称                                        | 購入<br>上限価格 | 耐用<br>年数          | 種目                | 名 称  |         | 購入<br>上限価格   | 耐用<br>年数            |        |   |
|-----------|----------|------------------|------------|--------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------|-------------------|-------------------|------|---------|--------------|---------------------|--------|---|
| 義肢        |          | (注1・2)           | 566,000    | 1～5          | 補聴器                                                                 | 高度難聴用ポケット型                                 | 44,000     | 5                 | 歩行補助つえ            | 松葉つえ | 木材      | A 普通型        | 3,800               | 2      |   |
| 装具        |          | (注1・2)           | 96,000     | 1～3          |                                                                     | 高度難聴用耳かけ型                                  | 46,400     |                   |                   |      |         | B 伸縮型        | 3,800               |        |   |
| 姿勢保持装置    |          | (注1)             | 516,000    | 3            |                                                                     | 重度難聴用ポケット型                                 | 59,000     |                   |                   | 軽金属  | A 普通型   | 4,600        | 4                   |        |   |
| 車椅子       |          | (注1)             | 318,000    | 6            |                                                                     | 重度難聴用耳かけ型                                  | 71,200     |                   |                   |      | B 伸縮型   | 5,150        |                     |        |   |
| 電動車椅子     |          | (注1)             | 771,000    | 6            |                                                                     | 耳あな型<br>(レディメイド)                           | 92,000     |                   | カナディアン・クラッチ       |      | 10,000  |              |                     |        |   |
| 視覚障害者安全つえ | 普通用      | 繊維複合材料           | 4,200      | 2            |                                                                     | 耳あな型<br>(オーダーメイド)                          | 144,900    |                   | ロフトランド・クラッチ       |      | 10,000  |              |                     |        |   |
|           |          | 木材               | 2,700      | 5            |                                                                     | 骨導式ポケット型                                   | 74,100     |                   | 多脚つえ              |      | 7,600   |              |                     |        |   |
|           |          | 軽金属              | 2,800      |              |                                                                     | プラットフォーム杖                                  |            |                   | 27,600            |      |         |              |                     |        |   |
|           | 携帯用      | 繊維複合材料           | 5,200      |              | 骨導式眼鏡型                                                              | 126,900                                    | 簡易なもの      |                   | 152,700           | 5    |         |              |                     |        |   |
|           |          | 木材               | 3,400      | 車載用姿勢保持装置    | 69,900                                                              | 3                                          | 文字等走査入力方式  | 簡易な環境制御機能が付加されたもの | 203,900           |      |         |              |                     |        |   |
|           | 身体支持併用   | 軽金属              | 3,300      | 4            | 起立保持具（障害児のみ）                                                        | 31,700                                     |            | 3                 | 高度な環境制御機能が付加されたもの |      | 480,600 |              |                     |        |   |
|           |          |                  |            | 4,600        | 4                                                                   | 歩行器                                        |            | 六輪型               | 70,000            |      | 5       | 通信機能が付加されたもの | 480,600             |        |   |
| 義眼        | レディメイド   |                  | 17,900     | 2            | 歩行器                                                                 |                                            |            | 四輪型（腰掛つき）         | 43,900            | 5    |         | 生体現象方式       | 480,600             |        |   |
|           |          | オーダーメイド          | 86,900     |              |                                                                     |                                            | 四輪型（腰掛なし）  | 43,900            |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           | 矯正用      | 6 D未満            | 16,900     |              |                                                                     |                                            | 三輪型        | 37,700            | 人工内耳              |      |         |              | 人工内耳用音声信号処理装置<br>修理 | 30,000 | - |
|           |          | 6 D以上<br>10 D未満  | 20,200     |              |                                                                     |                                            | 二輪型        | 29,900            |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           |          | 10 D以上<br>20 D未満 | 24,000     |              |                                                                     |                                            | 固定型        | 24,400            |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           |          | 20 D以上           | 24,000     |              |                                                                     | 交互型                                        | 33,300     |                   |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           | 遮光用      | 前掛け式             | 22,400     | 排便補助具（障害児のみ） | 10,000                                                              | 2                                          |            |                   |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           |          | 掛けめがね式           | 31,200     |              |                                                                     |                                            |            |                   |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           | コンタクトレンズ |                  |            | 13,000       | 2                                                                   | (注1) 令和6年度購入実績1件当たりの平均単価を記載。（令和6年度福祉行政報告例） |            |                   |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           | 弱視用      | 掛けめがね式           | 38,200     | 4            | (注2) 障害児の場合は、年齢による児童の特殊性を考慮する観点から、耐用年数は定めず、年齢に応じて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数を定める |                                            |            |                   |                   |      |         |              |                     |        |   |
|           |          | 焦点調整式            | 18,600     |              |                                                                     |                                            |            |                   |                   |      |         |              |                     |        |   |

(注1) 令和6年度購入実績1件当たりの平均単価を記載。(令和6年度福祉行政報告例)

(注2) 障害児の場合は、年齢による児童の特殊性を考慮する観点から、耐用年数は定めず、年齢に応じて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数を定めている。

## ③ 購入基準価格

上記の購入価格に、非課税製品には購入(修理)価格に6%が、課税製品の場合は10%が加算されたものが購入基準価格となります。なお10%加算の対象は次の表に記載のものになります。

|              |                                                                                                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 眼鏡           | 本体(遮光用、弱視用を除く)、枠交換(遮光用、弱視用を除く)、レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズを除く)                                                                     |
| 歩行補助杖        | 本体(プラットフォーム杖に限る)の購入、凍結路面用すべり止め(非ゴム系)交換                                                                                        |
| 視覚障害者安全つえ    | マグネット付き石突交換                                                                                                                   |
| 義肢(殻構造・骨格構造) | 断端袋                                                                                                                           |
| 補聴器          | 重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、イヤホン交換                                            |
| 電動車椅子        | バッテリー交換(リチウムイオン電池・ニッケル水素電池)、外部充電器交換、延長スイッチ交換、レバーノブ各種(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、スイッチゴム交換(簡易形) |
| 人工内耳         | 人工内耳音声信号処理装置                                                                                                                  |
| 車椅子          | クッション(カバー付き)交換、背クッション交換、枕(レディメイド)交換、リフレクタ交                                                                                    |

|              |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 換、テーブル交換、スポークカバー交換、杖たて交換、栄養パック取付用ガードル架交換、点滴ポール交換、日よけ交換・雨よけ交換、                                                                                                                                                         |
| 重度障害者用意思伝達装置 | 本体修理、固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換、固定台(自立スタンド式)交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換 呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置(スイッチ)交換、帯電式入力装置(スイッチ)交換、筋電式入力装置(スイッチ)交換、光電式入力装置(スイッチ)交換、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換、圧電素子式入力装置(スイッチ)交換、空気圧式入力装置(スイッチ)交換、視線検出式入力装置(スイッチ)交換、遠隔制御装置交換 |

#### ④ 差額自己負担

支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、その基準額との差額を本人が負担し購入することができます。

##### ☞ 差額自己負担の留意点

利用者本人が、希望するデザイン・素材等を選択することにより基準額を超える部分を差額自己負担し購入するには、下記のような条件があります。

- 種目、名称、型式、基本構造等が告示に定める要件を満たしていること
- 差額を自己負担すれば希望が取り入れられるのは、あくまでもデザイン・素材等の嗜好に関わる部分であること

##### ☞ 差額負担のポイント

利用者本人が基準額を超える部分を差額自己負担し、希望するデザイン・素材等を選択した結果、当該補装具の修理について基準額では対応できない事態が生じた場合は、その修理費の差額についても自己負担することとなります

### 差額自己負担で購入できる例

- 視覚障害者安全つえにおいて、日常生活には軽金属等の素材で問題ないものの、より軽量のカーボン製を使用したい場合には、軽金属等の支給基準額との差額を自己負担し購入が可能。
- 視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない場合、眼鏡(遮光用)に視力矯正機能を追加したい場合は、視力矯正機能の追加に要する費用を自己負担し購入が可能。
- 補聴器において、支給決定したものと同等の機能を持つ小型軽量なものを使用したい場合に、支給決定額との差額を自己負担し、購入が可能。
- 自走用車椅子の支給において、スポーツタイプの車椅子を希望する場合、差額を自己負担し購入が可能。

### 差額自己負担で購入できない例

#### ① 機能の追加となり認められない場合等

- ・「6D 以上10D 未満のレンズの矯正眼鏡」と支給決定に対し、差額を自己負担し、「10D 以上20D 未満のレンズの矯正眼鏡」を購入することは必要以上の機能のレンズとなり、身体に負荷がかかるため、認められません。
- ・「高度用耳かけ型補聴器」の支給決定に対し、差額を自己負担し「重度用耳かけ型補聴器」を購入することは、必要以上の音の入力により、耳に負担をかけるため、認められません。

#### ② 補装具の種目が異なるため認められない場合等

「自走用車椅子」の支給決定に対し、差額を自己負担し「電動車椅子」を購入することはできません。

## ⑤ 特例補装具

補装具の種目には該当するものの、基準(告示)に定められた名称、型式、基本構造等に含まれないものは、通常は支給対象となりません。障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で、こうした補装具の費用の支給が必要な場合は、障害者総合支援センターの判定等に基づいて支給されます。これを「特例補装具」といいます。この場合は特例補装具を必要とする明確な理由が認められる必要があります。特例補装具判定は、利用者が 18 歳未満の場合は、補装具費支給意見書等により、また、18 歳以上の場合は原則直接(来所)判定により行い、判定会議等により決定されます。

## ⑥ 複数支給

支給される補装具は原則 1 種目につき 1 具です。ただし、障害の状況、環境に応じて、職業上または教育上特に必要と認められる場合には、2 具支給することがあります。なお、平成 18 年の「補装具等の見直しに関する検討委員会」では、「就学とは義務教育に限るものではなく、療育等も含めた広範な

教育形態と意味し、また就労も企業での雇用に限るものではなく多様な働き方を意味する」とまとめられています。

## 2 具支給の例

### ○車椅子の例

屋内では室内での小回りが必要なため、コンパクトで軽量かつ車輪が小さく旋回性が高い車椅子が必要だが、屋外では、段差や不整地を走行するため、大きめの車輪やクッション性のあるタイヤを使用した車椅子が必要。

### ○補聴器の例

幼少期から難聴で両耳装用してきた。/就学しており両耳装用しなければ講義がききとれない。/就労中であり、両耳装用しなければ業務が遂行できない。

### ○視覚障害者用安全つえの例

生活圏域を移動する際には、普通用が必要だが、バスや電車等を利用し外出する際には、場面により杖を折り畳む必要がある。

### ○眼鏡の例

屋内外で羞明感が異なり、屋内では薄い灰色のレンズの、屋外では濃い緑色のレンズの遮光眼鏡が必要。/日常生活の多くの場面では矯正用を使用するが、文字の読取は矯正用では難しく、弱視用が必要。

## ⑦ 費用の負担

本制度では、原則支給内容の1割の自己負担があります。ただし、申請者の世帯の所得に応じて負担の上限額があります。また、生活保護への移行予防措置があり、補装具費の利用者負担額を負担しなければ生活保護の適応対象とならない場合に、この措置が適応されます。この申請にあたっては、各区保護課から発行される生活保護却下通知書が必要となります。

| 所得区分 |          | 負担上限額    |
|------|----------|----------|
| 生活保護 | 生活保護世帯   | 0 円      |
| 低所得  | 住民税非課税世帯 | 0 円      |
| 一般   | 住民税課税世帯  | 37,200 円 |

## ⑧ 申請から支給決定まで

### i. 申請方法について

申請方法は、電子申請、郵送申請と窓口申請があります。

電子申請の場合: せんだいオンライン申請サービスから申請をしてください。

URL <https://logoform.jp/form/3PrJ/766627>



郵送申請の場合: 障害者総合支援センターに申請書類を送付してください。

障害者総合支援センター  
〒981- 3133 仙台市泉区泉中央 2-24-1

窓口申請の場合: 各区・宮城総合支所障害高齢課の窓口で申請が可能です。

## ii. 申請書類について

申請に必要な書類は下記のとおりです。

補装具の利用者が 18 歳未満の場合

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 購入の場合 | 申請書 <sup>※1</sup>                             |
|       | 意見書 <sup>※2</sup> (視覚障害者安全つえ/義眼/歩行補助つえの場合は不要) |
|       | 見積書 <sup>※3</sup>                             |
| 修理の場合 | 申請書 <sup>※1</sup>                             |
|       | 見積書 <sup>※3</sup>                             |
|       | (人工内耳用音声信号処理装置確認票(人工内耳用音声信号処理装置の修理の場合のみ必要))   |

補装具の利用者が 18 歳以上の場合

|       |                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------|
| 購入の場合 | 申請書 <sup>※1</sup>                                          |
|       | 意見書 <sup>※2</sup> (補聴器の申請で文書判定を希望する場合/眼鏡の申請の場合に必要)         |
|       | 各種調査票(肢体不自由/聴覚系補装具の申請の場合に必要) <sup>※1</sup>                 |
| 修理の場合 | 申請書 <sup>※1</sup>                                          |
|       | 見積書 <sup>※3</sup>                                          |
|       | (人工内耳用音声信号処理装置確認票 <sup>※2</sup> (人工内耳用音声信号処理装置の修理の場合のみ必要)) |

※1 申請書及び各種調査票は、電子申請の場合は不要です。

※2 意見書及び人工内耳用音声信号処理装置確認票の作成には、受診料、検査料、文書料等がかかります。それらは自己負担となります。

※3 見積書は補装具製作者の任意様式のものでかまいません。

申請書類のダウンロード方法は下記のとおりです。



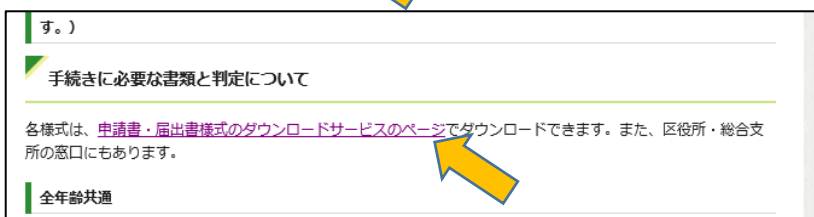
障害者総合支援センターのホームページにアクセス



「コンテンツメニュー」の「補装具・日常生活用具」をクリック



「補装具・日常生活用具」の「補装具」をクリック



「手続きに必要な書類と判定について」の「申請書・届出書様式のダウンロードサービスのページ」をクリック。



「補装具費支給申請書等」のページから必要な書類をダウンロードしてください。

### iii. 判定について

○18歳以上で次の補装具の申請の場合、「判定」を受ける必要があります。

- ・肢体不自由系補装具の新規購入の場合(歩行補助つえを除く)
- ・肢体不自由系補装具の再購入の場合(判定が不要な場合もあります)
- ・聴覚障害系補装具の購入の場合
- ・全ての補装具のうち、特例補装具費の支給申請の場合

○判定には、「直接(来所)判定」や「文書判定」等があります。

- ・肢体不自由系補装具の場合、原則「直接(来所)判定」です。
- ・聴覚障害系補装具の場合、「直接(来所)判定」と「文書判定」が選べます。

○判定は主に下記の日時に実施しています。

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 肢体不自由系補装具 | 第2・4 火曜日・水曜日<br>第1・3 金曜日 |
| 聴覚系補装具    | 第1 水曜日<br>第3・4 木曜日       |
| 視覚系補装具    | 第3 水曜日                   |

○「直接(来所)判定」の当日のおおまかな流れは下記のとおりです。

#### ☞ 肢体不自由系補装具の場合(所要時間:約1時間半)



#### ☞ 聴覚系補装具の場合(所要時間:約15分)



※聴覚系補装具の申請の場合、判定前に購入予定の補聴器店に行き、補聴器相談を開始してください。

#### ☞ 視覚系補装具の場合(所要時間:約1時間半)



### iv. 支給決定について

判定・審査終了後の大まかな流れは下記のとおりです。

- ① 判定・審査後、障害者総合支援センターの判断を基に、各区・宮城総合支所が支給決定を行います。
- ② 各区・宮城総合支所は申請者に「支給決定通知書」「支給券」を送付します。
- ③ 申請者は補装具製作者と契約を結び、補装具の製作・修理を依頼します。

## ⑨ 適合判定・納品・請求について

### 製作された補装具が処方通りであるかを確認(適合判定)します

本市では、利用者が18歳以上の場合、製作された補装具が判定結果に基づき処方通りにできているかを障害者総合支援センターが判定します。判定の結果、適合しないと認められた場合には、補装具製作者に対して改善の指示がされます。

### 補装具費の支給について

補装具費の支給については、「原則償還払い(一旦全額負担し、後で9割相当額を支給)」とされていますが、「代理受領方式」による仕組みにより、申請者は自己負担分(原則1割)のみの支払で済ませることができます。

#### 償還払いの場合

①各区・宮城総合支所は申請者に支給決定通知書・支給券を送付する。

④申請者は、請求書、納品書、支給券、領収書を合わせて補装具費の支払いの申請をする。

⑤各区・宮城総合支所は申請者に補装具費を支払う。

申請者

②補装具製作者は製品を納品する。

③申請者は製品の代金を補装具製作者に支払う。

各区・支所

補装具製作者

#### 代理受領方式の場合

①各区・宮城総合支所は申請者に支給決定通知書・支給券を送付する。

②補装具製作者は製品を納品する。

③申請者は自己負担額を補装具製作者に支払い、支給券を渡し、請求を委任する。

申請者

各区・支所

補装具製作者

④補装具製作者は支給券、請求書、納品書、領収書の写しを合わせて補装具費を請求する。

⑤各区・宮城総合支所は補装具製作者に補装具費を支払う。

## ⑩ 修理について

補装具の修理については、補装具費支給制度で支給された補装具であるか否かは問わないこととなっていますが、以下の事項についての留意が必要です。

- 労災保険法等他の制度において支給された補装具については、原則として、当該制度において修理を行う。
- 介護保険法で貸与された車椅子等については、介護保険法で対応する。
- 自費で購入または寄贈を受けたものについては、必要性が認められた場合、修理の対象となる。

### ※補装具の引渡し後の不具合等について

#### 1. 引き渡しから 9 か月以内に壊れた場合

次のような理由でないかぎり、補装具製作者が対応をします。

- 災害や事故などによる破損
- 利用者の使い方のミスや雑な扱い
- 体の状態が変わったことによる不適合
- 本来の使い方と違う使い方をした場合

#### 2. ちょっとした修理のあとのトラブル(修理から 3 か月以内)

調整や小さな部品の交換など、軽い修理をしたあとにまた同じ場所が不調になった場合、修理から 3 か月以内であれば、補装具製作者が対応します。

※ただし、これも災害や使い方のミスなどが原因の場合は補装具製作者の責任とはなりません。

## ⑪ 再支給について

補装具には、種目や型式ごとに「耐用年数」が決まっています。

※耐用年数とは、「ふつうに使っていれば、修理できないほど壊れるまでの目安の年数」です。

原則として、耐用年数を過ぎてからでないと、補装具費の再支給(新しい補装具の購入)はできません(詳しくは P6)。ただし、次のような場合は、耐用年数の途中でも再支給が認められます。

- ・障害の状態が変わり、身体に合わなくなったとき
- ・ひどく壊れて修理ができないとき

耐用年数を過ぎていても修理で使い続けられる場合は、再支給の対象にはなりません。

## ⑫ 「借受け」について

補装具は、その人の身体状況に応じて適合したものを製作するため購入が原則です。

しかし、下記の場合、「借り受け」の対象となります。

- 身体の成長によって短期間で補装具の交換が必要であると認められる場合
- 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- 補装具の購入には複数の補装具の比較検討が必要であると認められる場合

### 3.関連ホームページ等

#### ■厚生労働省

○各種告示、通知等

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 福祉用具

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/yogu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/index.html)



●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

●補装具費支給事務取扱指針

●義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号)に係る完成用部品の指定について

●電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領

●補装具の種目名称別コード

#### ■テクノエイド協会

○厚生労働省からの告示・通知等

[http://www.techno-aids.or.jp/mhlw\\_notice.shtml](http://www.techno-aids.or.jp/mhlw_notice.shtml)



○完成用部品データベースシステム

※完成用部品の詳細情報や写真の検索ができます。

<http://www1.techno-aids.or.jp/search/index.php>

